

【戸籍謄本を申請する際に必要なもの】

1. 戸籍謄本交付申請書（窓口に備え付けしてあります。郵送で請求する場合は、書式を市区町村のホームページからダウンロードして印刷するか、もしくは下記（※）の内容を便箋等に記入し送ってください。

※申請書に記入していただく内容

①必要な証明書とその通数（除籍全部記載事項証明書（除籍謄本）は、その戸籍に記載されているすべての人が、除籍となっている場合。）

②本籍（当時の弥彦村の本籍）

③筆頭者（戸籍のはじめに書いてある人）

④使用目的（相続の場合の例：私の〇〇（続柄：例 母等）である〇〇〇〇（氏名）が、いつ（年月日）亡くなり、〇〇（銀行預金の相続、相続登記）のために、出生から死亡までの戸籍謄本等が必要、出生から婚姻までの戸籍謄本等が必要 等 です。）

※戸籍謄本等を請求できる方は、同じ戸籍にある人、配偶者、直系尊属（親、祖父母など）、直系の相続人がおられない場合など、その他の親族の方が相続手続きするため請求する場合は、その理由を詳しくお書きください。

⑤申請者の住所、生年月日、筆頭者からの続柄、昼間の連絡先電話番号

2. 申請者の本人確認書類（役場へ出向く場合は、運転免許証、マイナンバーカード、顔写真付きの住民基本台帳カードなど、官公署発行の顔写真付きの場合は1点、その他、健康保険証、年金手帳などお名前の確認できるものは2点必要です。郵送請求の場合は、運転免許証、健康保険証、年金手帳など官公署発行の本人確認書類の写し1点で可）

3. 手数料

○戸籍謄・抄本（戸籍全部・個人事項証明）が450円、除籍謄・抄本（除籍全部・個人事項証明）、改製原戸籍が750円です。

○郵送請求の場合は、郵便局（ゆうちょ銀行）で手数料相当額の「定額小為替」を購入し、同封してください。

4. 郵送請求の場合は、返信用封筒（申請者のご住所、氏名を記入し、切手を貼ったもの）

5. 必要な戸籍に申請される人の記載がない場合は、その方と関係がわかる戸籍謄本等のコピーを求められる場合があります。（例：親の婚姻前の戸籍謄本等をその子供が請求する場合、法定相続人（配偶者や子供）がいない場合でその他の親族等が請求する場合など）

上記の1～4、又は1～5が必要です。

【どこに請求したらいいのでしょうか】

○弥彦村に本籍のある方は、弥彦村役場住民課の窓口で戸籍謄本等を請求することができます。

〒959-0392 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地 住民課 戸籍担当 宛

※本籍が弥彦村以外の方は、本籍のある市区町村にご請求ください。詳しくは本籍のある市区町村にご確認ください。

【出生から死亡までの戸籍謄本等の取り寄せについて】

出生から死亡までの戸籍は、死亡された時点の戸籍から、順にさかのぼって請求していきます。戸籍謄本の「戸籍事項欄」の戸籍の編製事由、編製日、除籍日と亡くなられた方の「身分事項欄」の出生事項、婚姻事項、離婚事項などの事実発生日を見ながら、前の本籍を確認し、本籍のあった市区町村に請求をします。

【弥彦一郎さんの出生から死亡までの戸籍謄本等の取り寄せ方と戸籍の説明】

1. 現在戸籍（コンピュータ化戸籍）…弥彦一郎さんの死亡時の戸籍

まず、最初は死亡時点の戸籍を本籍地の弥彦村に請求します。その戸籍から出生までをさかのぼって戸籍謄本等を請求します。請求するときに、「出生から死亡まで」と申し出ると、この前の戸籍「平成改製原戸籍」なども取り寄せることができます。

		全部事項証明
①	本籍名	新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
②	氏名	弥彦 一郎
③	戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成13年2月24日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
④	戸籍に記載されている者 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">除籍</div>	【名】 一郎 【生年月日】昭和15年10月10日 【父】 弥彦山男 【母】 弥彦海子 【続柄】 長男
	身分事項 出生	【出生日】昭和15年10月10日 【出生地】新潟県三条市 【届出日】昭和15年10月15日 【届出人】父
	婚姻	【婚姻日】昭和45年1月1日 【配偶者氏名】矢作輪子 【従前戸籍】新潟県燕市吉田西太田1934番地 弥彦山男
	死亡	【死亡日】平成28年8月8日 【死亡時分】午前8時30分 【死亡地】新潟県燕市 【届出日】平成28年8月9日 【届出人】親族 弥彦太郎
	戸籍に記載されている者	【名】 花子 【生年月日】昭和16年8月1日 【父】 矢作田助 【母】 矢作畑美 【続柄】 二女
⑤	身分事項 出生	(省略)
	婚姻	【婚姻日】昭和45年1月1日 【配偶者氏名】弥彦一郎 【従前戸籍】長野県小県郡青木村大字田沢111番地 矢作田助
	配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成28年8月8日
		以下余白

発行番号

【1の戸籍の説明】

- ① 《本籍》 請求先は、弥彦村役場住民課となります。
- ② 《筆頭者》 死亡しても変わりません。
- ③ 《戸籍事項》 戸籍の編製事由、編製日など
弥彦一郎さんのこの戸籍は、平成13年コンピュータ化による改製（作り替え）をしています。
転籍（本籍の異動）により、編製された場合は、この欄に転籍日と従前本籍地が記載されます。
- ④ 一郎さんの《身分事項欄（出生、婚姻などの事実発生日など）》に死亡記載がありますので、この戸籍が一郎さんの死亡時の戸籍になります。
- ⑤ この戸籍が編製された平成13年2月以前に除籍になった人（筆頭者を除く）は、記載されません。

2. 平成改製原戸籍（弥彦一郎さんの婚姻時の戸籍）

「1」の戸籍（コンピュータ化戸籍）の改製前の戸籍です。この戸籍の弥彦一郎さんの身分事項欄を見ると、「昭和45年～弥彦山男から入籍」とありますので、この戸籍の前の戸籍（婚姻前の戸籍）は、本籍が「西蒲原郡吉田町西太田1934番地」、筆頭者は「弥彦山男」であるのがわかります。請求の際は、この本籍、筆頭者氏名のほか、使用目的には、「弥彦一郎の相続手続きのため、出生から婚姻までの戸籍が必要」と申請書に記入のうえ、婚姻前本籍地の燕市役所（現在合併のため吉田町は燕市となっています。確認が必要です。）に請求します。

身分事項欄										戸籍事項欄											
③②										③②				③②		①					
出生事項（省略） 昭和四拾五年老月老日弥彦一郎と婚姻届長野県小県郡青木村 大字田沢千百老番地矢作田助から入籍（印）										昭和四拾五年老月老日弥彦一郎と婚姻届新潟県西蒲原郡吉田町 西太田千九百参拾四番地弥彦山男から入籍（印）				昭和四拾五年新潟県三条市で出生：（以下省略）		婚姻の届出により昭和四拾五年老月老日 編成（印）		籍本 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作四百式番地		改製原戸籍 平成六年法務省令第五一号附則第二条第一項による 改製につき平成拾参年式月式拾四日削除	
昭和四拾七年式月拾五日新潟県燕市にて出生：（以下省略） 平成拾老年六月老日越後稲蔵と婚姻届出同月新潟県三条市長から 送付三条市東裏館式丁目式百式番に夫の氏の新戸籍編製につき除籍 （印）										昭和四拾六年八月老日 花子				弥彦一郎		空江		弥彦一郎			
妻 花子										夫 一郎				母 海子		父 弥彦山男		名氏 弥彦一郎			
生母 昭和四拾七年式月拾五日 空江										生母 昭和四拾六年八月老日 花子 女長				生母 昭和四拾五年拾月拾日 海子 男長		生父 昭和四拾五年拾月拾日 弥彦山男		生父 矢作田助 女二			

【2の戸籍の説明】

- ① 戸籍事項欄を見ると、婚姻により昭和45年1月に新戸籍を編製したことが記載されています。（この欄に「昭和〇年〇月〇日新潟県新潟市〇〇…より転籍」と記載があれば、新潟市から転籍（本籍の異動）していることとなりますので、この前の戸籍は転籍前の新潟市に請求します。）
- ② この戸籍には、一郎さんの身分事項欄に「出生事項」が記載されていますが、この戸籍は昭和45年1月編成の戸籍であるため、出生時に記載されたものではありません。一郎さんの出生事項は、出生時に記載されたものとなります。
- ③ 「身分事項欄」のうち、「婚姻事項」には、「婚姻日」及び「夫婦については、従前本籍」が、「子については、婚姻後の新本籍」が記載されます。
- ④ この戸籍の改製後の戸籍（1のコンピュータ化戸籍）には、改製時点（平成13年2月24日）で既に除籍されている人（この戸籍の場合は長女の空江さん）は、記載されないこととなります。

3. 除籍謄本（弥彦一郎さんの婚姻前の戸籍）

「2」の戸籍を見て、婚姻前本籍地の燕市（吉田町合併につき燕市へ）に請求した「一郎さんの結婚前の戸籍です。この戸籍には婚姻事項が記載されていますので、一郎さんの妻が花子さんということがわかりますが、子どもの空江さんの名前はこの戸籍では確認できませんので、長女の空江さんがこの「3」の戸籍を請求する場合は、空江さんの現在戸籍又は「2」の戸籍謄本の写を求められることがあります。

吉田町に弥彦一郎さんの「出生から婚姻までの戸籍」と請求すると、この戸籍のほかに次の「4. 改製原戸籍」の2種類を一緒に取り寄せることができます。

①										②									
昭和拾五年拾月拾日新潟県三条市で出生…（以下省略） 昭和四拾五年七月八日矢作花子と結婚届同月五日西蒲原郡弥彦村 長から送付西蒲原郡弥彦村大字矢作四百式番地に夫の氏の新戸籍編 製につき除籍（印）										昭和六拾貳年式月九日削除（印） 昭和三拾貳年法務省令第貳拾七号により改製 昭和参拾七年四月老日同所同地番弥彦道造戸籍 から本戸籍編製（印）									
出生事項（省略） 婚姻事項（省略） 婚姻解消（夫死亡による）事項（省略） 昭和六拾貳年式月六日午前五時西蒲原郡吉田町で死亡同月七日親 族弥彦一郎届出同月九日同町長から送付除籍（印）										出生事項（省略） 婚姻事項（省略） 死亡事項（省略）									
父 弥彦山男 母 海子					妻 海子					父 美山工作 母 テツ					父 弥彦川男 母 泉				
出生 大正五年式月拾八日					出生 天正五年式月拾八日					出生 明治四拾四年八月参拾日					出生 昭和拾五年拾月拾日				
男長					女長					男二					男				
除籍										新潟県西蒲原郡吉田町西太田千九百参拾四番地									
名氏										弥彦山男									

【3の戸籍の説明】

- ① 弥彦一郎さんの身分事項欄を見ると、「出生事項」と「婚姻事項」が記載されています。「婚姻後の新本籍」が「西蒲原郡弥彦村」であることがわかります。
- ② ①で弥彦一郎さんの出生事項はありますが、②の戸籍事項欄の中で、「昭和32年法務省令に…昭和36年7月8日に編製」とありますので、生年月日より後にこの戸籍ができたことがわかりますので、これより前の戸籍があることとなります。
- ③ この戸籍の改製前の戸籍、「改製原戸籍」は、同じ本籍地（吉田町）にあります。現在吉田町は合併により燕市となっています。

4. 改製原戸籍（弥彦一郎さんの出生時の戸籍）

②

本籍 新潟県西蒲原郡吉田町西太田千九百参拾四番地 本籍ニ於テ出生父弥彦川男届出：（以下省略） 大正拾年参月参日前戸主川男死亡二因リ家督相続届出同年八月 老日受附（印） 神奈川県足柄下郡箱根町湯本式百五拾六番地ヨリ転籍届出昭和 七年八月拾参日受附入籍（印） 大戸イネと婚姻届出昭和拾年参月参日受附（印） 昭和拾五年六月四日午前拾時五分新潟県西蒲原郡吉田町西太田 千九百参拾四番地で死亡同居の親族：（以下省略） 昭和参拾式年法務省令第参拾七号により昭和参拾七年四月老日 本戸籍改製（印） 昭和参拾式年法務省令第参拾七号により昭和参拾七年六月拾参 日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除（印）									
出生事項（省略） 婚姻事項（省略） 夫の死亡事項（省略） 死亡事項（省略）					主 戸 前 弥彦川男				
弟 山男 生出 明治四拾四年八月参拾日					母 父 弥彦川男 母 泉 男二				
父 平野農作 母 トリ 女長					父 弥彦川男 母 泉 男長				

③

新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦式千六百式拾老番地戸主大戸農作 二女昭和拾年参月参日弥彦森男と結婚届出入籍（印） 夫の死亡事項（省略）									
新潟県三条市ニ於テ出生父弥彦山男届出昭和拾五年拾月拾五日受 附入籍（印） 昭和参拾七年六月拾参日父母に随い除籍（印）									
甥 弥彦山男 父 弥彦山男 母 海子 男長					妻弟 海子 生出 大正五年式月拾八日				
妻 イネ 父 大戸農作 母 タネ 女二					父 美山工作 母 テツ 女長				
出生 昭和拾五年拾月拾日					出生 明治式拾年拾月八日				

【4の戸籍の説明】

- ① この戸籍は、戸主制度の時代の戸籍ですので、夫婦と子供以外の続柄の人も記載されています。
- ② 戸籍事項欄を見ると、昭和7年に転籍によりこの戸籍が神奈川県から吉田町に編製されています。
- ③ 弥彦一郎さんの「身分事項欄」にある「出生事項」は、出生したのが昭和15年で、この戸籍の編製時（昭和7年）より前ですので、これが出生時の戸籍となります。

《戸籍の流れ》

- ① この例では、出生から死亡までの戸籍は、全部で4種類となります。
- ② 弥彦太郎さんの出生から死亡までの戸籍は、「1」～「4」の4種類となり、「1」の戸籍では花子さんが健在ですので、「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」となり、手終料は450円、その他「2」～「4」の戸籍は、除籍謄本又は改製原戸籍となりますので、それぞれ750円となります。
- ③ この間に、転籍（本籍の異動）、離婚→婚姻、などがあった場合は、そのたびごとに戸籍が編製されることとなります。但し、同一市区町村内の転籍や、筆頭者が離婚し再婚する場合は、戸籍は新たに編製されません。
- ④ 戸籍は、法改正により、現在とれる戸籍（除籍されてから150年）の中では、改製（戸籍の作り直し）が2度行われています。
- ⑤ 市区町村によって時期が異なりますが、昭和32年の法務省令による改製は、3代戸籍を廃止し、2代戸籍（夫婦と子供のみで編製→現在も同じ）となりました（「4」→「3」）。
- ⑥ 平成6年の法改正による改製は、コンピュータ化により、横書きの様式に変更されました（「2」→「1」）。（現在も、コンピュータ化がされていない市区町村があります。）
- ⑦ 改製前の戸籍を「改製原戸籍（かいせいげんこせき 又は かいせいほらこせき）」といいます。
- ⑧ 改製時に除籍になっている人（死亡や婚姻などによる）は、改製後の戸籍に記載されません。
- ⑨ 改製では、本籍は変わりませんが、婚姻や転籍によって、本籍が変わる場合があります。この場合は、その前の戸籍で本籍を確認して、それぞれの本籍の市区町村へ戸籍謄本を請求することとなります。